

議第79号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月30日提出

高山市長 國島 芳明

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い改正しようとする。

高山市手数料条例の一部を改正する条例

高山市手数料条例（昭和36年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後								
(手数料の種類及び金額)					(手数料の種類及び金額)								
第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。					第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。								
種類		1件につき		件数区分等	種類		1件につき		件数区分等				
(1)の部～(40)の4の部 (略)					(1)の部～(40)の4の部 (略)								
(40)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この部及び次の部において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合にお	長期優良住宅建築等計画認定手数料	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを確認する適格証を添付する場合	一戸建て住宅	6,000円	1申請をもつて1件とする。	(40)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この部及び次の部において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（法第9条第1項の規定による譲受人を決定した	長期優良住宅建築等計画認定手数料	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）が交付する同法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付する場合	一戸建て住宅	14,000円	1申請をもつて1件とする。		
			一戸建て住宅以外	1棟の戸数が5以下のもの					12,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額。以下この部において同じ。）	一戸建て住宅以外		1棟の戸数が5以下のもの	24,000円
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	21,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額					1棟の戸数が5を超え10以下のもの	38,000円			
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	31,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額					1棟の戸数が10を超え25以下のもの	62,000円			
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	57,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額					1棟の戸数が25を超え50以下のもの	98,000円			
1棟の戸数が50を超え100以下のもの	97,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	1棟の戸数が50を超え100以下のもの	148,000円										

る変更の認定の申請を除く。)に対する審査

	1棟の戸数が100を超え200以下のもの	160,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の戸数が200を超え300以下のもの	196,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の戸数が300を超えるもの	209,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
登録住宅性能評価機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(知事が定めるものに限る。)を添付する場合	一戸建て住宅	22,000円
	一戸建て住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの
		62,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の戸数が5を超え10以下のもの	95,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の戸数が10を超え25以下のもの	174,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の戸数が25を超え50以下のもの	294,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の戸数が50を超え100以下のもの	449,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

条第3項の規定による管理者等が選任された場合における変更の認定の申請を除く。)に対する審査

1棟の戸数が100を超え200以下のもの	250,000
1棟の戸数が200を超え300以下のもの	316,000
1棟の戸数が300を超えるもの	358,000

1棟の戸数が 100を超え 200以下の もの	811,000円を同一 の建築物について同時に 申請が行われる住戸の数 で除して得た額
1棟の戸数が 200を超え 300以下の もの	1,104,000円を 同一の建築物について同 時に申請が行われる住戸 の数で除して得た額
1棟の戸数が 300を超え るもの	1,334,000円を 同一の建築物について同 時に申請が行われる住戸 の数で除して得た額

その他の場 合	一戸建て住宅	50,000円
	一戸建て 住宅以外 の住宅	1棟の戸数が 5以下のもの の建築物について同時に 申請が行われる住戸の数 で除して得た額
		1棟の戸数が 5を超え10 以下のもの の建築物について同時に 申請が行われる住戸の数 で除して得た額
		1棟の戸数が 10を超え2 5以下のもの の建築物について同時に 申請が行われる住戸の数 で除して得た額
		1棟の戸数が 25を超え5 0以下のもの の建築物について同時に 申請が行われる住戸の数 で除して得た額
		1棟の戸数が 50を超え1 00以下のも の の建築物について同 時に申請が行われる住戸 の数で除して得た額

その他の場 合	一戸建て住宅	50,000
	一戸建て 住宅以外 の住宅	1棟の戸数が 5以下のもの の住宅
		1棟の戸数が 5を超え10 以下のもの
		1棟の戸数が 10を超え2 5以下のもの
		1棟の戸数が 25を超え5 0以下のもの
		1棟の戸数が 50を超え1 00以下のも の

				1棟の戸数が100を超え200以下のもの	1,876,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
				1棟の戸数が200を超え300以下のもの	2,678,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
				1棟の戸数が300を超えるもの	3,279,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
			長期優良住宅建築等計画変更認定手数料	長期優良住宅建築等計画認定手数料の款に掲げる区分に応じ、当該区分により算定した額の2分の1の額とする。		
(40)の5の2 法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定のうち既存住宅の増築又は改築に係る申請に対する審査	既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画認定手数料	登録住宅性能評価機関が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する適合証を添付する場合	一戸建て住宅	一戸建て住宅以外 の住宅	9,000円	1申請をもつて1件とする。
			1棟の戸数が5以下のもの	1棟の戸数が5以下のもの建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額。以下この部において同じ。）	18,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	1棟の戸数が5を超え10以下のもの建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	32,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	1棟の戸数が10を超え25以下のもの建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	46,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	

				1棟の戸数が100を超え200以下のもの	1,876,000	
				1棟の戸数が200を超え300以下のもの	2,678,000	
				1棟の戸数が300を超えるもの	3,279,000	
			長期優良住宅建築等計画変更認定手数料	長期優良住宅建築等計画認定手数料の款に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる額の2分の1の額とする。		
(40)の5の2 既存住宅の増築又は改築に係る法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（法	既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画認定手数料	登録住宅性能評価機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付する場合	一戸建て住宅	一戸建て住宅以外 の住宅	20,000	1申請をもつて1件とする。
			1棟の戸数が5以下のもの	1棟の戸数が5以下のもの建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	35,000	
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	1棟の戸数が5を超え10以下のもの建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	56,000	
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	1棟の戸数が10を超え25以下のもの建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	92,000	

			除して得た額
		1棟の戸数が25を超え50以下のもの	85,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の戸数が50を超え100以下のもの	145,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の戸数が100を超え200以下のもの	239,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の戸数が200を超え300以下のもの	294,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の戸数が300を超えるもの	314,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
その他の場合	一戸建て住宅		72,000円
	一戸建て住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	162,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の戸数が5を超え10以下のもの	255,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の戸数が10を超え25以下のもの	499,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数

第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定による管理者等が選任された場合における変更の認定の申請を除く。)に対する審査

		1棟の戸数が25を超え50以下のもの	146,000
		1棟の戸数が50を超え100以下のもの	221,000
		1棟の戸数が100を超え200以下のもの	374,000
		1棟の戸数が200を超え300以下のもの	472,000
		1棟の戸数が300を超えるもの	536,000
その他の場合	一戸建て住宅		72,000
	一戸建て住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	162,000
		1棟の戸数が5を超え10以下のもの	255,000
		1棟の戸数が10を超え25以下のもの	499,000

				で除して得た額
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	888,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	1,522,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	2,811,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	4,013,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の戸数が300を超えるもの	4,915,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定手数料	既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画認定手数料の款に掲げる区分に応じ、当該区分により算定した額の2分の1の額とする。	
(40)の6の部～(59)の部 (略)				
備考 (略)				
2 (略)				

			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	888,000
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	1,522,000
			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	2,811,000
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	4,013,000
			1棟の戸数が300を超えるもの	4,915,000
		既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定手数料	既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画認定手数料の款に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる額の2分の1の額とする。	
(40)の6の部～(59)の部 (略)				
備考 (略)				
2 (略)				

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の第2条第1項の表(40)の5の部及び(40)の5の2の部の規定は、令和4年2月20日以後に申請のあった事項に係る手数料について適用する。